



八 監 第 4 7 5 号

令 和 4 年 2 月 1 4 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和2年度監査（健康福祉部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和3年2月17日付け八監第432号により提出した令和2年度監査（健康福祉部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区分	所見及び措置内容
国保年金課	要望事項	<p>1 国民健康保険料の収納率の向上について</p> <p>【所見】</p> <p>国民健康保険料の現年度と滞納繰越を合計した全体の収納率は、平成 23 年度から毎年度上昇しており、滞納繰越の収納率は県内市町村において上位となるなど、収納率の向上に対する取組が一定の成果を上げている。</p> <p>しかしながら、現年度の収納率は県内市町村において下位となっており、県が設定した目標収納率を下回っている。また、収納率の向上により、保険者努力支援分として国から交付金が交付されること、さらに、国民健康保険の広域化により、これまで以上に収納率の向上が国保財政の安定化に寄与することから、現年度の収納率の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年度監査 要望事項)</p> <p>上記の令和元年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き現年度の収納率の向上に努められたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>国民健康保険料の収納率向上対策として、新たに以下の取組に着手したところです。今後も滞納処分の適切な実施等従前の取組の徹底と併せて、引き続き現年度分保険料の収納率向上に努めてまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 納付義務者の納付機会の拡大を図るため、スマートフォンアプリを利用した保険料のキャッシュレス決済サービスを令和 4 年 4 月から開始することとした。 2 年金被保険者情報の活用による国民健康保険資格喪失処理を従来より適確かつ早期に行うことで、被用者保険との二重加入となっている者に係る形式的な保険料未納を解消するため、年金被保険者情報をオンラインで確認できるシステムを日本年金機構からの貸与により令和 3 年 10 月に導入した。